

サーバ管理型乗車券関係

① サーバ管理型乗車券取扱規程

2024. 6. 17 制定

(目的)

第1条 この規程は、京阪電気鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が乗車券情報をサーバ上に電子式証票として管理するための識別情報（以下、「識別情報」という。）が記録された媒体を乗車券として使用する旅客の運送等について、合理的な取扱方を定め、もって旅客の利便性向上と円滑な利用の促進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道および軌道をいい、京阪線、大津線及び鋼索線をいう。

【京阪線】 京阪本線 淀屋橋・三条間
鴨東線 三条・出町柳間
中之島線 天満橋・中之島間
交野線 枚方市・私市間
宇治線 中書島・宇治間

【大津線】 京津線 御陵・びわ湖浜大津間
石山坂本線 石山寺・坂本比叡山口間

【鋼索線】 ケーブル八幡宮口・ケーブル八幡宮山上間

(2) 「情報端末」とは、インターネットに対応したスマートフォン等をいう。

(3) 「サーバ管理型乗車券」とは、識別情報が記録された媒体をいう。

(4) 「デジタル乗車券」とは、サーバ管理型乗車券のうち、情報端末に2次元バーコード等を表示する方法または情報端末を用いて一定の情報を読み取る方法により識別情報の確認を行うものをいう。

(5) 「乗車券管理サーバ」とは、サーバ管理型乗車券の乗車券情報を管理するサーバをいう。

(6) 「対応改札機」とは、サーバ管理型乗車券に対応した自動改札機をいう。

(適用範囲)

第3条 サーバ管理型乗車券による当社線の旅客の運送等については、この規程の定めるところによる。

この規程が改定された場合、以後のサーバ管理型乗車券による当社線の旅

サーバ管理型乗車券関係

客の運送等については、改定された規程の定めるところによる。

- 2 この規程に定めていない事項については、別に定めるものによる。
別に定めるものの主なものは次のとおり。
 - ・旅客営業規則および旅客営業取扱細則
 - ・その他達示類
 - ・業務マニュアル等当社が定めるもの

(旅客の同意)

第4条 旅客は、この規程およびこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(使用方法)

第5条 サーバ管理型乗車券を用いて乗車するときは、駅相互間を乗車の目的で対応改札機等による改札を受けて入場し、同一のサーバ管理型乗車券により対応改札機等による改札を受けて出場しなければならない。

(使用の制限)

- 第6条** 旅客は1回の乗車につき、2以上のサーバ管理型乗車券を同時に使用することはできない。
- 2 入場時に使用したサーバ管理型乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該サーバ管理型乗車券で再び入場することはできない。
 - 3 サーバ管理型乗車券の破損、対応改札機等の故障または停電等により対応改札機等によるサーバ管理型乗車券の読み取りが不能となったときは、サーバ管理型乗車券は直接、対応改札機等で使用することができない。
 - 4 サーバ管理型乗車券を乗車以外の目的で使用することはできない。
 - 5 他社において使用を制限されたサーバ管理型乗車券は、当社線においても使用することができない。
 - 6 サーバ管理型乗車券を他の乗車券と併用することはできない。
 - 7 通用期間の定めがあるサーバ管理型乗車券は、当該通用期間を超えて使用することができない。
 - 8 偽造、変造または不正に作成されたサーバ管理型乗車券を使用することはできない。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変

サーバ管理型乗車券関係

更することがある。

- 2 前項による変更に際しては、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。